

募集

平成29年度公益信託助成事業

▽越谷まちづくり基金：①次の①③のいずれかに該当する事業。①公共空間の環境美化・保全 ②公共施設の整備・充実 ③住民参加のまちづくり活動

▽越谷都市整備トラス：①次の①③のいずれかに該当する事業。①公共空間の環境美化・保全 ②公共施設の整備・充実 ③市民参加のまちづくり活動

①③のいずれかに該当する事業。①公共空間の環境美化・保全 ②公共施設の整備・充実 ③市民参加のまちづくり活動

2020プロジェクト

◆しがや緑のオアシス

緑のオアシスとして認定された方へ、認定証と認定プレートを進呈します。ご家庭・職場でのエコな取り組みをご応募ください。

市内に在任の方または市内に住所を有する事業所 ①募集部門：①緑のカーテン ②緑の庭・生け垣 ③屋敷林 ④緑の畦

⑤その他の緑のオアシス ⑦7月3日(月)～8月31日(木)に、応募用紙に必要事項を記入し、取り組みの様子が分かる写真を添えて左記へ。応募用紙は環境政策課窓口で配布するほか、市ホームページから印刷できます。応募された取り組みを越谷市環境推進市民会議と市で審査します。結果は10月ごろ通知します

⑦7月3日(月)～13日(木)に、助成事業に関する個別相談を受け付けます。ご希望の方は事前に左記へご連絡ください

⑧市民活動支援課(第二庁舎2階) ☎9633-9153

市内に在任の方または市内に住所を有する事業所 ①募集部門：①緑のカーテン ②緑の庭・生け垣 ③屋敷林 ④緑の畦

⑤その他の緑のオアシス ⑦7月3日(月)～8月31日(木)に、応募用紙に必要事項を記入し、取り組みの様子が分かる写真を添えて左記へ。応募用紙は環境政策課窓口で配布するほか、市ホームページから印刷できます。応募された取り組みを越谷市環境推進市民会議と市で審査します。結果は10月ごろ通知します

⑦7月3日(月)～13日(木)に、助成事業に関する個別相談を受け付けます。ご希望の方は事前に左記へご連絡ください

⑧市民活動支援課(第二庁舎2階) ☎9633-9153

◆住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を助成します

昭和56年以前に建築された次の建物。①2階以下の木造一戸建て住宅 ②3階以上で延べ面積1000平方メートル以上の分譲マンション ③耐震診断：耐震診断に要した費用の3分の2に相当する額を助成(①は1戸につき5万円以内、②の予備診断は10万円以内・本診断は90万円以内) ④耐震改修：耐震改修に要した費用の23%相当額を助成(①のみ対象。1戸につき30万円以内) ⑤簡易耐震改修：耐震シェルターまたは防災ベッドの設置に要した費用の23%相当額を助成(①のみ対象。1戸につき20万円以内) ⑥建築住宅課で受付中。いずれも予算が無くなりしだい終了

越谷しらこぼと基金助成事業(2期)を募集します

越谷しらこぼと基金では、快適で活力ある魅力的なふるさと作りを目指して行われる市民活動事業を募集します。

⑦7月3日(月)～14日(金)に、書類に必要事項を記入のうえ、直接市民活動支援課へ。申請書類は市民活動支援課、各地区センター、市民活動支援センター「ななサボしがや」で配布するほか、市ホームページから印刷できます。

⑧7月3日(月)～13日(木)に、助成事業に関する個別相談を受け付けます。ご希望の方は事前に左記へご連絡ください

⑨市民活動支援課(第二庁舎2階) ☎9633-9153

越谷しらこぼと基金では、快適で活力ある魅力的なふるさと作りを目指して行われる市民活動事業を募集します。

⑦7月3日(月)～14日(金)に、書類に必要事項を記入のうえ、直接市民活動支援課へ。申請書類は市民活動支援課、各地区センター、市民活動支援センター「ななサボしがや」で配布するほか、市ホームページから印刷できます。

⑧7月3日(月)～13日(木)に、助成事業に関する個別相談を受け付けます。ご希望の方は事前に左記へご連絡ください

⑨市民活動支援課(第二庁舎2階) ☎9633-9153

みんなで釣りを楽しもう
入漁無料券を発行

釣りをするには入漁券が必要です。下記の券をお持ちの方は無料です。
*リールでの釣りはご遠慮ください
*天然ナマズは捕獲しないようご協力ください
問線光課 ☎967-1325

無料場所 元荒川(新宮前橋～しらこぼと橋) 葛西用水(新橋～堰)

入漁無料券 7月9日(日)

- 本券は常時携帯し、係員の指示があった場合はご提示ください
- 本券は1人1枚、当日限り有効です
- ごみは必ず持ち帰りましょう

越谷市・埼玉東部漁業協同組合

◆文化総合誌「川のあるまち」越谷文化」第36号作品
随筆・詩・短歌・写真など、作品を投稿してみませんか。詳しくは建築住宅課へ

◆文化総合誌「川のあるまち」越谷文化」第36号作品
随筆・詩・短歌・写真など、作品を投稿してみませんか。詳しくは建築住宅課へ

◆自衛官
①自衛官候補生：18歳～26歳
②一般曹候補生：18歳～26歳
③航空学生：(海上自衛隊) 18歳～22歳(航空自衛隊) 18歳～20歳
④防衛大学校学生：高卒(見込み含む)～20歳
⑤防衛医大医学科学生：高卒(見込み含む)～20歳
⑥防衛医大看護学科学科学生：高卒(見込み含む)～20歳
⑦⑧は9月5日(火)～29日(金) 詳しくは左記へ ⑨自衛隊朝霞地域事務所 ☎048-466-4435

◆ねぎづくりのスペシャリスト
①文字以内で次の条件を満たすもの。①誰もが覚えやすく、親しみやすいもの ②環境施設としてイメージしやすいもの

③既存の清掃工場や公共施設等の名称・愛称で使用されていないもの ④越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町に在任・在勤・在学の方 ⑤8月10日(木)まで(消印有効)に応募用紙に必要事項を記入のうえ、東埼玉資源環境組合第一工場または第二工場の応募箱へ。または、応募用紙の必要事項を記入し、はがき・ファクス・メールで左記へ。応募用紙は東埼玉資源環境組合ホームページから印刷できます

*採用された方には、完成記念式典で感謝状と記念品を贈呈

⑥東埼玉資源環境組合第二工場業務課 ☎340-0001 草加市柿木町107の1 ☎936-1251、☎931-5206、second01@euse.or.jp

◆広報しがや季刊版に掲載した電話番号の訂正について
広報しがや季刊版夏号の特集「ボランティア活動」という選り抜きの活動として掲載した電話

後期高齢者医療保険料の軽減措置が変更されます

後期高齢者医療制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からと、所得の少ない被保険者に係る保険料の減額基準の見直しに伴い、平成29年度以降の後期高齢者医療保険料の軽減措置が変わります。

1 所得割額の軽減
表1のとおり。対象は、賦課のもととなる所得金額(前年中の所得から基礎控除額【33万円】を控除した額)が58万円以下の方(年金収入のみの方は、年金収入211万円以下の方が該当)です。

表1	28年度	29年度	30年度
所得割額の軽減割合	5割	2割	軽減なし

2 均等割額の軽減(被用者保険(※)の被扶養者であった被保険者に対する軽減)
表2のとおり。
※被用者保険…協会けんぽ(旧「政府管掌健康保険」)、健康保険組合、共済組合、船員保険のこと

表2	28年度	29年度	30年度	31年度以降
均等割額の軽減割合	9割	7割	5割	資格取得後2年を経過する月までは5割軽減(その後は軽減なし)

③所得の少ない被保険者に対する軽減判定の基準所得額
表3のとおり。同一世帯内の被保険者および世帯主の前年中の所得申告が必要です。なお、軽減判定は自動で行い、軽減該当の被保険者へは軽減後の保険料額を通知します。

表3	均等割額の軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の前年中の総所得金額等の合計額	軽減後の均等割額
	28年度	29年度	
8.5割軽減	33万円以下	変更なし	6,310円/年
9割軽減	8.5割軽減の対象となる世帯のうち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(他の各種所得なし)	変更なし	4,200円/年
5割軽減	33万円+(26万円×世帯の被保険者数)以下	33万円+(27万円×世帯の被保険者数)以下	21,030円/年
2割軽減	33万円+(48万円×世帯の被保険者数)以下	33万円+(49万円×世帯の被保険者数)以下	33,650円/年

問 国民健康保険課 ☎963-9170

◆お知らせ
た電話番号の訂正について
広報しがや季刊版夏号の特集「ボランティア活動」という選り抜きの活動として掲載した電話

◆ルールを守って楽しい花火
花火を安全に楽しむために、みんなでルールを守りましょう。

- ・花火を入や建物に向けない
- ・衣服に火がつかないように注意する
- ・風が強いときや燃えやすいものがある場所ではやらない

必ず消火用の水を用意する
大人と一緒に行う
たくさんのお花火に一度に火をつけたい
火をつける位置は、種類や形状で異なるので注意する
問 消防本部予防課 ☎974-103

7面に続く